

(別表)

長野地方気象台が発表する道路交通と鉄道交通の安全に関する特別警報・警報・注意報と情報の種類及び発表基準

特別警報の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。	

警報・注意報・情報等の種類	概要及び発表基準	
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	第1表の基準に到達することが予想される場合
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害があげられる。	第1表の基準に到達することが予想される場合
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	12時間の降雪の深さが第1-2表の基準以上と予想される場合
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	平均風速が17m/s以上と予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	平均風速が17m/s以上と予想される場合で雪を伴う
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	第1表の基準に到達することが予想される場合

洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	第1表の基準に到達することが予想される場合
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	12時間の降雪の深さが第1-2表の基準以上と予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	平均風速が13m/s以上と予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	平均風速が13m/s以上と予想される場合で雪を伴う
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	視程が100m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。	最小湿度20%で実効湿度55%
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	①表層なだれ 積雪が50cm以上あって、降雪の深さが20cm以上で風速10m/s以上、 または、積雪が70cm以上あって、降雪の深さが30cm以上 ②全層なだれ 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 または、日降水量が15mm以上
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害がおこるおそれがあるとときに発表する。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害がおこるおそれがあるとときに発表する。	
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表する。	①積雪地域の日平均気温が10℃以上 ②積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害がおこるおそれがあるとときに発表する。	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下

<p>低温注意報</p>	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれがあるときに発表する。</p>	<p>①北部：夏期に平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合、冬期に最低気温-14℃以下 ②中部：夏期に平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合、冬期に最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下) ③南部：夏期に平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合、冬期に最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)</p>
<p>気象情報</p>	<p>注意報、警報が発表されている時や、発表されていない場合でも、数日先に大きな災害が発生すると予想される場合について、その状況を具体的に説明するもので、随時発表する。</p>	
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p>	
<p>記録的短時間大雨情報</p>	<p>発令基準は、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し、かつ1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。</p>	
<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に一次細分区域単位「北部・中部・南部」に発表される。この情報の有効時間は、発表から1時間である。</p>	
<p>緊急地震速報</p>	<p>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	
<p>地震情報(震度速報)</p>	<p>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報する。</p>	
<p>地震情報(震源に関する情報)</p>	<p>震度3以上を観測した地震に対して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。</p>	
<p>地震情報(震源・震度に関する情報)</p>	<p>震度3以上、又は緊急地震速報(警報)を発表した場合に対して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p>	
<p>地震情報(各地の震度に関する情報)</p>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p>	

南海トラフ地震 臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合に発表する。 観測された異常な現象の調査結果を発表する。
南海トラフ地震 関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する。 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する。
噴火警報 (居住地域 ・火口周辺)	噴火に関する重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報のこと。生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)等を明示して発表する。噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表する。 噴火警報のうち、警戒が必要な範囲が火口周辺に限られる場合には、「噴火警報(火口周辺)」を発表する。噴火警戒レベルを運用している火山では、レベル2とレベル3が該当する。また、噴火警報のうち、警戒が必要な範囲が居住地域まで及ぶ場合には噴火警報(居住地域)を発表する。噴火警戒レベルを運用している火山では、レベル4とレベル5が該当し、特別警報に位置づけている。(第2表)
噴火予報	観測の成果に基づく噴火に関する火山現象の予想の発表のこと。 火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)を付して発表する。(第2表)
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報のこと。 火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標のこと。 噴火警報、噴火予報に付して発表する。各火山の地元都道府県等が設置する火山防災協議会で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で運用を開始する。(第2表)
降灰予報(定時)	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表する降灰予報のこと。 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供している。
降灰予報(速報)	火山近傍にいる人が、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとることができるように発表する降灰予報のこと。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について噴火後5～10分程度で発表している。
降灰予報(詳細)	火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとることができるように発表する降灰予報のこと。 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、精度の高い降灰予測計算を行って、噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻について噴火発生から20～30分程度で発表している。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報のこと。

(注)

1. 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されたときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。
2. 気象情報、その他の情報についての取り扱いについては、注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
3. 警報・注意報及び情報の伝達
 - ・長野県地域防災計画により行う。
 - ・警報等の伝達経路は別添資料を参照。
4. 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状況となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

大雨及び洪水警報・注意報で用いる各指数について

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、降雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、地表面に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

長野県の大雨及び洪水警報・注意報基準

大雨及び洪水警報・注意報の基準については、毎年基準値の検討を行い、必要に応じて変更しているため、気象庁ホームページにて最新の値を確認願います。

【大雨警報】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/nagano/1_nagano.pdf

【大雨注意報】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/nagano/3_nagano.pdf

【洪水警報】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/nagano/2_nagano.pdf

【洪水注意報】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/nagano/4_nagano.pdf

第1-2表 大雪警報・注意報基準一覧表(平成25年11月11日)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	大雪警報発表基準	大雪注意報発表基準
			12時間降雪の深さ	12時間降雪の深さ
北部	大北地域	小谷村、白馬村、大町市、松川村、池田町	平地:25cm 山沿い:30cm	平地:15cm 山沿い:20cm
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町	平地:25cm 山沿い:30cm	平地:15cm 山沿い:20cm
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	40cm	25cm
中部	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	聖高原周辺:25cm 聖高原周辺を除く地域:20cm	聖高原周辺:15cm 聖高原周辺を除く地域:10cm
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	30cm	20cm
	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町	菅平周辺:25cm 菅平周辺を除く地域:20cm	菅平周辺:15cm 菅平周辺を除く地域:10cm
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町	20cm	10cm
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	20cm	10cm
南部	木曽地域	檜川、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町	20cm	10cm
	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	20cm	10cm
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、阿南町	20cm	10cm

第2表 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表

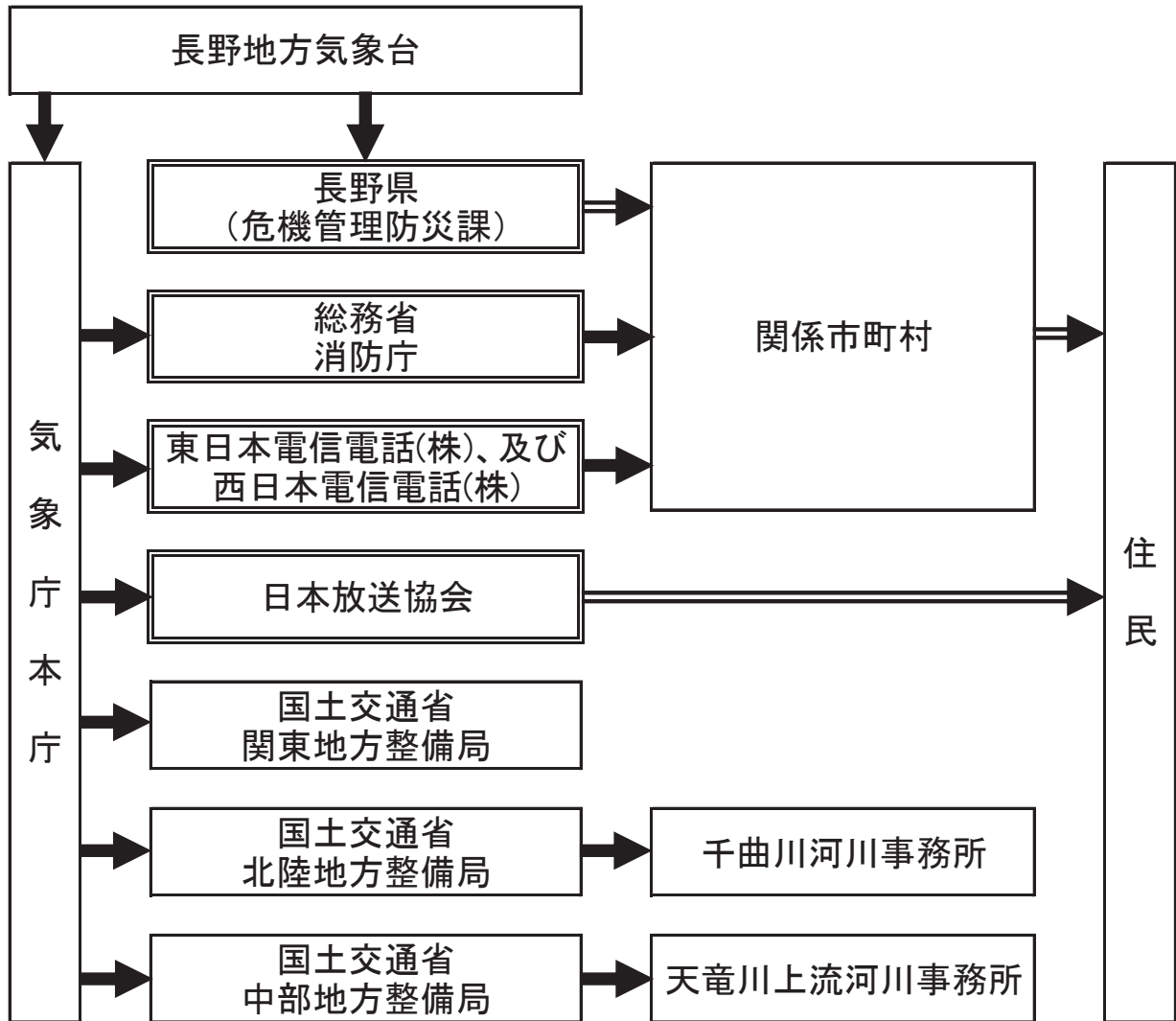
(噴火警戒レベルが運用されている火山:草津白根山・浅間山・新潟焼山・焼岳・乗鞍岳・御嶽山)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に おける嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺 における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火山から 少し離れたところまでの火口 周辺における警戒 火山周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火発生あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

警報等の伝達経路図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3 火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。